

庄内広域水道企業団水道事業経営審議会条例

令和8年2月4日

条例第11号

(設置)

第1条 水道事業(庄内広域水道企業団水道事業の設置等に関する条例(令和8年庄内広域水道企業団条例第1号)第1条の水道事業をいう。以下同じ。)の円滑な経営を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、庄内広域水道企業団水道事業経営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、企業長の諮問に応じ、水道事業の経営に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから企業長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 水道の利用者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る調査及び審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。